

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱 新旧対照表

改正前	改正後																																	
<p>(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る届出)</p>	<p>(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る届出)</p>																																	
<p>第6条の2 [略]</p>	<p>第6条の2 [略]</p>																																	
<p>2 搬入届出書には、別表第4号及び第5号に掲げる書類並びに次条第2項に規定する承認通知書の写し（前年度に前項の規定により搬入届出書を提出した場合には、当該搬入届出書の写し）を添付するものとする。</p>	<p>2 搬入届出書には、別表第4号及び第5号に掲げる書類を添付するものとする。</p>																																	
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>																																	
<p>4 次条第4項及び第5項並びに第9条から第13条までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>4 次条第4項及び第5項、第9条、第10条第2項から第4項（帳簿の項に限る。）まで、第12条並びに第13条の規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																	
<table border="1" data-bbox="197 970 1070 1423"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="197 970 1070 1026">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1032 383 1142">第9条第2項</td> <td data-bbox="392 1032 725 1142">承認事業者</td> <td data-bbox="734 1032 1070 1142">届出事業者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1149 383 1259">第10条第1項</td> <td data-bbox="392 1149 725 1259">承認事業者</td> <td data-bbox="734 1149 1070 1259">届出事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="392 1201 725 1259">承認通知書</td> <td data-bbox="734 1201 1070 1259">搬入届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="197 1265 1070 1321">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 1327 383 1423">第10条第4項</td> <td data-bbox="392 1327 725 1423">承認事業者</td> <td data-bbox="734 1327 1070 1423">届出事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="392 1374 725 1423">承認通知書</td> <td data-bbox="734 1374 1070 1423">搬入届出書の写し</td> </tr> </table>	[略]			第9条第2項	承認事業者	届出事業者	第10条第1項	承認事業者	届出事業者		承認通知書	搬入届出書	[略]			第10条第4項	承認事業者	届出事業者		承認通知書	搬入届出書の写し	<table border="1" data-bbox="1169 970 2042 1423"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1169 970 2042 1026">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1032 1355 1259">第9条第2項</td> <td data-bbox="1364 1032 1697 1259">承認事業者</td> <td data-bbox="1706 1032 2042 1259">届出事業者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1169 1265 2042 1321">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1327 1355 1423">第10条第4項</td> <td data-bbox="1364 1327 1697 1423">承認事業者</td> <td data-bbox="1706 1327 2042 1423">届出事業者</td> </tr> </table>	[略]			第9条第2項	承認事業者	届出事業者	[略]			第10条第4項	承認事業者	届出事業者
[略]																																		
第9条第2項	承認事業者	届出事業者																																
第10条第1項	承認事業者	届出事業者																																
	承認通知書	搬入届出書																																
[略]																																		
第10条第4項	承認事業者	届出事業者																																
	承認通知書	搬入届出書の写し																																
[略]																																		
第9条第2項	承認事業者	届出事業者																																
[略]																																		
第10条第4項	承認事業者	届出事業者																																

	<u>承認された</u>	<u>届け出た</u>
第 11 条第 1	<u>承認事業者</u>	<u>届出事業者</u>
項	<u>承認通知書</u>	<u>搬入届出書</u>
第 11 条第 2	<u>承認通知書</u>	<u>搬入届出書</u>
項	<u>承認された</u>	<u>届出のあった</u>
[略]		

(指導、勧告及び公表)

第 13 条 [略]

2 [略]

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

[略]		

(指導及び勧告)

第 13 条 [略]

2 [略]

別記様式第 5 号中

前回承認番号	号	前回承認年月日 届出年月日	年 月 日 年 月 日
--------	---	------------------	----------------

を

」

「

前回承認番号	号	前回承認年月日 届出年月日	年 月 日 年 月 日
処分業者の 氏名又は名称			

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱第 6 条の 2 第 4 項において読み替えて準用する第 10 条第 4 項及び第 11 条第 2 項の規定による搬入届出書の写しの保存については、なお従前の例による。